

地震に備えて 住宅内の家具を無料で固定します

市では、家具固定事業の申し込みを受け付けます。この事業は、地震対策として自力で家具固定を行うことが困難な世帯を対象に、住宅内の家具固定（転倒防止金具の取り付け）を無料で行うものです。

1. 対象世帯

志摩市に住所があって、次のいずれかに該当する世帯が対象です。

- ① 満65歳以上の高齢者のみの世帯(65歳未満の人と同居の場合は、対象となりません。)
- ② 身体障害者手帳の交付を受けている障がい者が属する世帯
- ③ 療育手帳の交付を受けている知的障がい者が属する世帯
- ④ 要介護認定3以上の人が属する世帯
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳1級所持者が属する世帯

※昨年度以前にこの事業をご利用いただいた世帯を除きます(この事業をご利用いただけるのは、1世帯1回です)。

※募集数は10世帯(先着順)です。

2. 申込期間

令和8年6月15日(月)から9月30日(水)までの
平日 8時30分から17時15分まで

3. 費用

無料

※1世帯につき家具の数量3台(3カ所)まで。

4. 申込方法

申込書に必要事項を記入し、防災危機管理課または各支所にご提出ください。

※申込書は、提出先(防災危機管理課または各支所)にもあります。

また、市ホームページからダウンロードすることもできます。

5. その他

①借家などにお住まいの場合は、所有者の承諾が必要です。

②家具固定を行う世帯へは、事前に市が委託した事業者が下見・打ち合わせにお伺いします。その際に家具固定日の打ち合わせをします。

※現場の状況などによって家具が固定できない場合があります。

また、テレビ・冷蔵庫などの電化製品は、対応できません。

④ 家具固定の当日は、在宅し、立会いをお願いします。委託業者が作業するスペースのご準備をお願いします。

⑤ 委託業者は家具の移動等を行いませんので、ご準備をお願いします。

【 問い合わせ 】 防災危機管理課 電話 44-0203 FAX 44-5252

家具の転倒防止を！

阪神・淡路大震災で亡くなった人の8割以上は家屋の倒壊や家具の転倒等による圧迫死でした。また、けがをした人の半数近くは、家具の転倒によるものでした。地震に対する備えとして、家具を固定することは有効な対策です。

